

令和 8 年度
堺市スマートハウス化支援事業補助金
申請の手引き
【ZEH】

令和 8 年 6 月 作成

■ 申請書提出先（問い合わせ先） ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL : 072-228-7548

FAX : 072-228-7063

受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 12 : 00、12 : 45 ~ 17 : 00

1 事業の目的

市内において ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

2 事業内容

(1) 補助金名

令和 8 年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,500 万円（堺市スマートハウス化支援事業補助金全体の予算額）

※堺市スマートハウス化支援事業の今年度の対象機器は太陽光発電システム（複合設置）、ZEH、既設の集合住宅に設置した充電設備、燃料電池自動車です。

(3) 補助対象事業

次の要件を全て満たす新築住宅

- 1 住宅の外皮平均熱貫流率（UA 値）が 0.46 以下であること。
- 2 再生可能エネルギー等を除いた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率が 35%以上削減されていること。
- 3 再生可能エネルギー等を加えた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率が 100%以上削減されていること。
- 4 上記 1、2、3 は BELS 評価書等で確認できること。
- 5 戸建て住宅の引渡日が令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの間であること。

（注）BELS（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく省エネルギー性能表示（第三者認証を受けているものに限る。））を取得していること。

(4) 補助対象者

次の要件を全て満たす者

- 1 （3）に記載した補助対象事業を行った者（ZEH の施工事業者及び販売事業者を除く。）。
- 2 堺市税（個人府民税及び森林環境税を含む。）を滞納していないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第 9 条第 21 号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと。）。

※ 建売住宅の場合は住宅購入者、注文住宅の場合は発注者が補助対象者となります。

※ 本市の太陽光発電システムの申請をされる場合は、ZEH 住宅への申請はできません。

(5) 補助対象設備、補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であり、以下に掲げる補助対象設備の購入及び設置に要する費用とします。

表 1-1 補助対象設備、補助対象経費及び補助金の額

補助対象設備の種類（注 1、注 6）	補助対象経費（注 2、注 3）	補助金の額
太陽光発電システム	設備費及び工事費	一律 10 万円 または 一律 20 万円 （注 4）
定置式蓄電システム		
燃料電池システム		
高効率給湯設備（注 5）		
HEMS		

（注 1）補助対象設備については、次に掲げる要件を全て満たすものとします

（1）未使用品であること。

（2）令和 8 年度の堺市住宅用太陽光発電システムの補助金を受けていないこと。

（注 2）消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとします。

（注 3）値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とします。

（注 4）ZEH の施工事業者または販売事業者が市内事業者（登記事項証明書等に記載の本店の所在地が市内の事業者）の場合は、一律 20 万円です。

（注 5）高効率給湯設備の例

高効率給湯設備の種類	使用環境
エコキュート（ヒートポンプ式給湯システム）	オール電化の場合
エコジョーズ（潜熱回収型ガス給湯器）	電気・ガス併用の場合

（注 6）「様式第 2 号補助対象事業の内容」で選択する設備について

様式第 2 号（2）ZEH で選択する設備は、補助対象経費の合計が 20 万円（ZEH の施工事業者又は販売事業者が市内事業者の場合は 40 万円）以上となるように設備を☑してください。

（導入設備の最低額が補助対象経費額を満たしている場合）

・設備を 1 つ☑し、その設備の書類のみ提出してください。

※太陽光発電は提出書類が多くなりますので、他に該当する設備がある場合はそちらを優先し☑してください。

（1 つの設備では条件を満たしていない場合）

・他の補助対象設備を追加し、合計金額が 20 万円（または 40 万円）以上になるようにしてください。

（例）高効率給湯設備（15 万円）、定置式蓄電システム（80 万円）を導入し、市外事業者のケース

高効率給湯設備だけでは 5 万円不足していますので定置式蓄電システム（80 万円）にも☑し、補助対象経費の合計金額を $15+80=95$ 万円とします。

※P8 表 2-1 必要書類 様式第 2 号 具体的事項を参照

3 事業スケジュール

(1) 交付申請受付期間

令和8年6月25日（木）～ 令和9年2月15日（月）必着

(2) 補助金交付請求書提出期限

令和9年4月7日（水）必着

	令和 8 年												令和 9 年			
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	
住宅の引渡日	2/1		対		象		期		間			1/31				
交付申請受付期間						6/25						2/15				
請求書提出期限															4/7	

※申請は先着順で受付します。

太陽光発電システム等の補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

4 申請手続き等の流れ

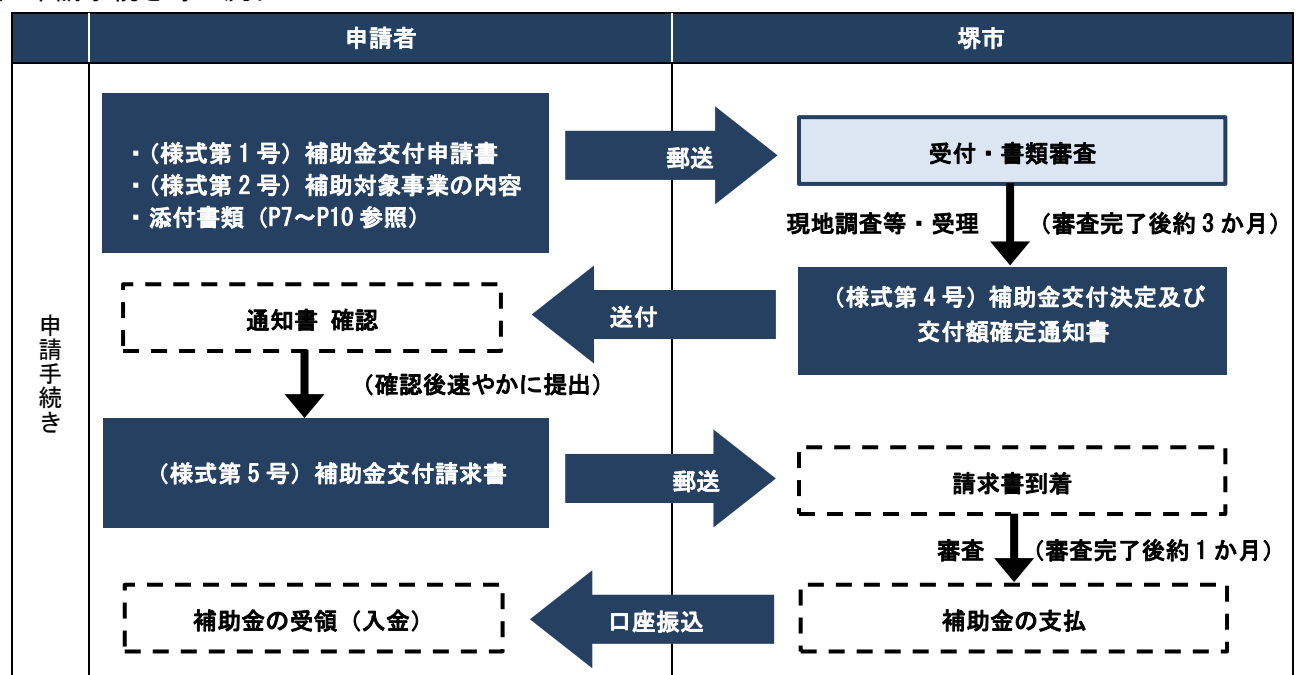
(1) 申請者となる者

注文住宅の場合は、注文住宅の発注者が申請します。

建売住宅の場合は、住宅の購入者が申請します。

※法人が申請する場合（戸建て住宅の賃貸物件等）は、様式及び必要書類が異なりますので、申請前にお問い合わせください。

(2) 申請手続き等の流れ



※個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお問い合わせには対応できません。

5 申請・受付

(1) 申請方法

以下のいずれかの方法で申請できます。

※①と②は併用できません。

①堺市電子申請システムを利用する

申請手続きは電子申請システム及び登録いただいた電子メールにて行います。

※初めて電子申請システムを利用される方は、利用者情報の登録が必要です。

※提出いただいた後、堺市から受付確認の連絡を行います。また、内容の修正、差戻等について連絡させていただく場合がありますので適宜申請システムや電子メールのご確認をお願いします。

②紙の申請書を記載の上、郵送する

申請書類を堺市ホームページ（次ページ参照）からダウンロードし、必要事項のご記入、必要書類を同封のうえ郵送により提出してください。

なお、郵送の際は書留郵便等、到達日が確認できる郵送方法で提出してください。

※郵便料金を必ずご確認ください。不足が生じた場合受け取ることができません。

(2) 申請受付期間

令和8年6月25日（木）～令和9年2月15日（月）必着

※書留郵便等が堺市役所の休日（土日祝）に届いた場合は、その翌開庁日を提出日として取り扱います。

※先着順ですので、余裕を持って申請してください。

特に郵送の場合は、郵送期間が長くなっておりますので、ご注意ください。

(3) 手続代行者

補助金の交付申請、申請の取下げについて、手続きを申請者に代わり第三者（手続代行者）が代行することができます。

※委任状は不要です。

※電子申請システムでの申請は申請者本人に限られますので、手続き代行者は電子申請システムを利用できません。

※代行によるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

※手続代行者による申請の際も、申請者本人が申請書類や内容を必ず確認をお願いします。

6 その他

- (1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は、補助対象機器を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (2) 補助対象機器を導入する前に要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。なお、正午から12時45分の間は対応する職員の人数が少ないため、対応等にお時間をいただく場合がございます。
- (3) 書類審査の中で必要と判断した場合は、職員が現場確認を行う場合があります。
- (4) 発電設備等が、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、販売業者や施工事業者等とよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
※堺市が営業行為等を行うことは、一切ありません。
- (6) 市内事業者の育成及び地域経済活性化のため可能な限り市内事業者の利用にご協力をお願いします。

7 堺市ホームページについて

要綱等の確認や、申請様式のダウンロードが可能です。必ずご確認ください。

堺市ホームページ

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページからご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarhouse/index.html>)

堺市 スマートハウス補助金

検索



8 申請書類

7 ページからの表に記載する書類を補助対象機器の導入完了後に必要な書類を全て揃えてご提出ください。なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

注意事項

- 補助金申請を予定している場合は、工事請負業者やハウスメーカー等に堺市 HP 掲載の要綱・本手引きの内容確認を依頼してください。
- P8 に記載の「補助対象経費の支払に関する添付書類」において、宛名が2名以上の連名となっている場合は、必ず当事者同士で協議のうえ、いずれか1名を申請者としてください。
(連名での申請はできません。)
- 申請に際して取得した個人情報は堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、本手続き以外の目的には利用しません。また、提出された書類は原本を含めて、一切返却しません。個人情報等が記載されている書類は適切に処分します。
- 個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお電話でのお問い合わせには対応できません。

【様式の記入方法】

- ①様式のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。
- ②パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が氏名を記入（自署）してください。
- ③様式第1号は押印不要です。パソコン等での氏名の記載のみ（記名）で可。
- ④申請書に手書きで記入する場合、消えるボールペンは使用しないでください。

【様式の訂正方法】 ※押印での修正は不可

パソコン等で記名している場合：修正液による訂正や二重線による訂正はできません。

新しい申請書で作成し直してください。

自署している場合：二重線で消して訂正し、その上に氏名を自署してください。

【印刷・提出】

- 添付書類も含めて全て A4 片面で印刷してください。（両面印刷は不可）
- 手書きの書面は、必ず、原本を提出してください。（コピーの提出は受理できません）

【その他】

- 様式第1号の下欄「誓約事項及び同意事項」「補助条件」の各項目に同意のチェック☑を入れてください。

表 2-1 必要書類

区分	必要書類	具体的事項
申請書類及び申請者に関する添付書類関係	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	○ 「誓約事項及び同意事項」「補助条件」の内容をよくお読みいただき全ての口欄に☑してください。 ○ 法人が申請する場合は、様式が異なりますので、事前にお問い合わせください。
	堺市税の納税状況が分かる書類	以下①、②のいずれかの書類の写しを提出してください。 ① 令和7年1月1日に堺市内に住民票がある場合 令和7年度の市民税（令和6年中の所得）に係る納税証明書。 市民税が課税されていない（非課税）の方は、令和7年度の市民税（令和6年中の所得）に係る課税証明書。 ② 令和7年1月1日に堺市内に住民票がない場合 令和7年1月1日において堺市外に住所があることが分かる住民票の除票の写し。 ※除票の取り方について 令和7年1月1日において住民登録されていた自治体窓口にお問い合わせください。なおその際、「令和7年1月1日に住民登録されていたことがわかる除票を取りたい」旨ご説明ください。 ※本市の納税証明書・課税証明書の発行窓口は各区市民課です。 ※手続きの詳細は、以下の堺市ホームページで確認してください。 市税の証明書をとりには https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html 

区分	必要書類	具体的事項
ZEH の取得や補助対象機器等に関する書類及び添付書類関係	補助対象事業の内容に関する書類 (様式第 2 号)	○ 1 (2) ZEH の欄に所在地、引渡日を記入、BELS 評価書に記載された数値 (UA 値、エネルギー削減率) を転記してください。 (P18~19 BELS 評価書見本参照) ○ 5 つの補助対象設備の中から補助申請する設備を☑してください。 ※対象経費の合計が 20 万円 (市内事業者の場合は 40 万円) 以上にならないと受理できませんので安価な HEMS 等を選択される際は他の機器にも☑をお願いします。 (例: 設置費 10 万円の HEMS のみに☑→×、80 万円の蓄電池や燃料電池に☑→○、HEMS と 40 万円の給湯器に☑→○) ○ 2 手続き代行者 (該当する場合)、または 3 工事請負事業者欄を記入してください。
	補助対象経費の支払に関する添付書類	上記で選択した設備について、以下①~③のいずれかの書類の写しを提出してください。 ① 設備購入費用の記載がある領収書 ② 領収書に設備購入費用の記載がない場合は設備購入に係る領収書に加え、設備購入費用が記載された契約書類等 ③ 領収書がない (口座振込・ローンなど) 場合は施工事業者が申請者宛に作成した領収等証明書 ※補助対象経費の領収書が複数ある場合は、それら全てを提出してください。
	ZEH の取得に関する添付書類	○ 住宅の引渡証明書等の写しを提出してください。
	住宅の外観に関する添付書類	○ 住宅完成後の外観を撮影したカラー写真を提出
	最終仕様の申請に係る BELS 評価書の写し	※P18~19 BELS 評価書見本参照

区分	必要書類	具体的事項
ZEH の取得や補助対象機器等に関する書類及び添付書類関係	様式第2号で☑した補助対象設備を確認できる書類 ☐ 定置式蓄電システム ☐ 燃料電池システム（エネファーム） ☐ 高効率給湯設備 ☐ HEMS を選択した場合	<左記の4種類から選択された場合> 以下①～③の書類のうちいずれかの写し等を提出 ① 保証書等の写し（住所・氏名・購入日〔保証開始日〕・型番〔型式その他〕が確認できるもの） ② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番〔型式その他〕が確認できるもの） ③ 設備外観のカラー写真及び型番〔型式その他〕が鮮明に撮影されたカラー写真（P11参照）
	☐ 太陽光発電システム を選択した場合 <u>※様式第2号で太陽光発電システムを選択しない場合は提出不要</u> (1) 電力会社との系統連系が分かる書類の写し (2) 太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	(1) 電力会社との系統連系が分かる書類の写し （以下の①～④のいずれかを提出） ① 関西電力送配電株式会社からの通知文「系統連系に係る契約のご案内」 ② 一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）からの通知文「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」 ③ 関西電力送配電株式会社から送付される「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ④ その他第三者により系統連系が確認できる書類 ※①～③は P15～P17 の見本参照 ※氏名・住所の記載があるもの (2) 太陽光パネルの設置が分かるカラー写真 <u>太陽光パネルと設置された住宅の屋根等が撮影されたもの</u> <u>※本紙 P10「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</u> <u>※工事施工事業者等が竣工時等の写真を保存している場合がありますので、適宜ご確認ください。</u>

区分	必要書類	具体的事項
ZEH の施工事業者 または販売事業者 が市内事業者の場合	市内事業者であることが分かる登記事項証明書等	令和 8 年 4 月 1 日以降の、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又現在事項証明書）等 ※入手の際は、注文住宅や建売住宅の契約先のハウスメーカー等にご相談ください。
居宅として登記されている店舗または事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	

※その他必要に応じ申請内容に関する書類を、別途ご提出いただく場合があります。

表 2-2 法人が申請する場合（戸建て住宅の賃貸物件等）の必要書類（法人が申請）

※表 2-1 の書類に加えて、以下の表 2-2 の書類が必要です。

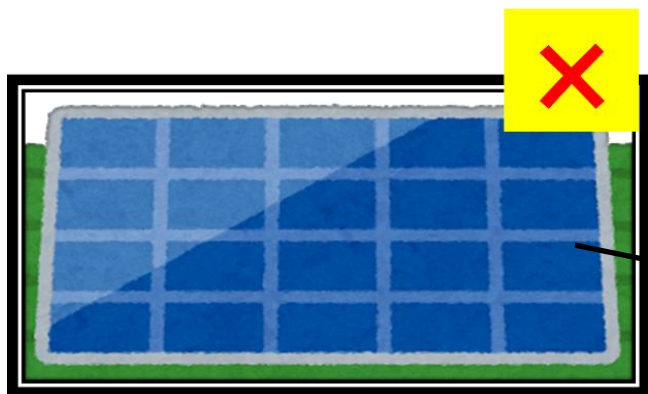
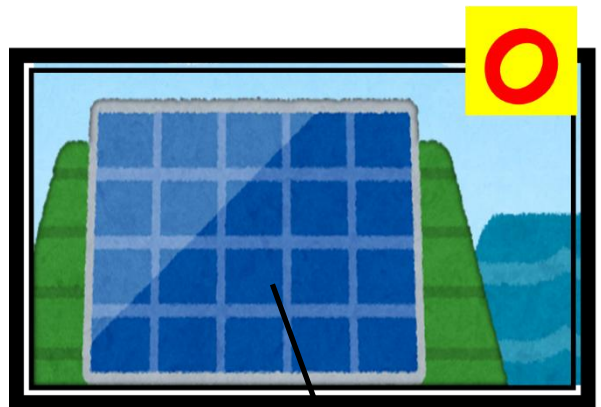
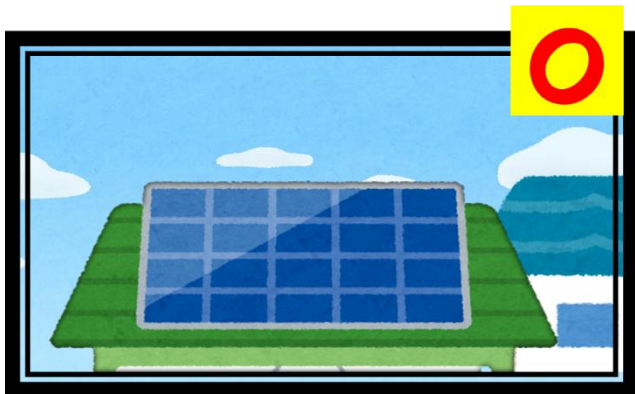
区分	必要書類	具体的事項
法人が申請する場合（戸建て住宅の賃貸物件等）	建物の権限等を有することが分かる書類	以下①②のいずれかの書類の写し ① 住宅の引渡証明書等 ② 建物の登記事項証明書等
	役員情報届出書	○ 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出 ○ 市共通の様式のため、記載事項は変更不可

(参考 1) 写真の撮り方

○太陽光パネルカラー写真の撮り方

- ・太陽光パネルが申請された住宅に設置されていることがわかるように、周りの風景、建物等が写っている写真が必要です。太陽光パネルのみ写っている写真は不可となります。
- ・屋根の一部、遠景でも問題ありません。
- ・設置確認のため、屋根に載っているパネルの写真は必須です。

※工事施工事業者等が竣工時等の写真を保存している場合がありますので、適宜ご確認ください。

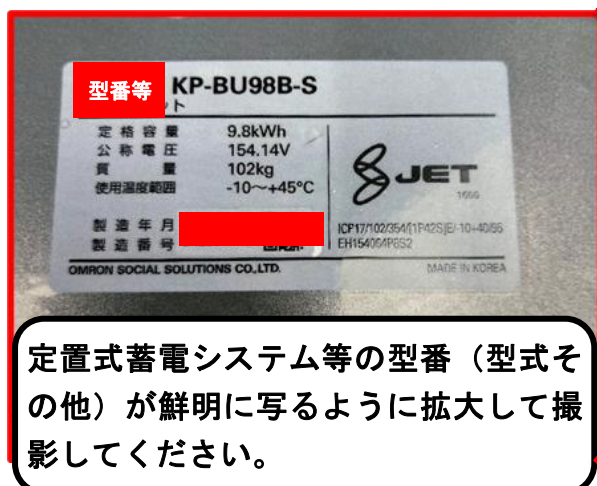


- 太陽光パネルが写っている
(一部でも OK)
- 周りの建物が写っている
- 設置した住宅の外観が写っている
(一部でも OK)

× 太陽光パネルのみ写っている

○燃料電池システム(エネファーム)・定置式蓄電システム・ヒートポンプ式給湯システム(エコキュート)・潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、HEMS の型式及び型番の撮り方

(例 1) 型番の写真



定置式蓄電システム等の型番（型式その他）が鮮明に写るように拡大して撮影してください。



(例 2) 型番の写真

機器全体と背景が写りこむように撮影してください。



(参考 2)

○令和 7 年度からの変更点

変更点	詳細
補助金の一本化	昨年度までスマートハウス化支援事業補助金で太陽光発電システム、ZEH 支援事業補助金で ZEH 住宅への補助を行っていましたが、要綱を 1 つにまとめ、補助金を一本化しました。
電気自動車への補助廃止	令和 4 年度に開始した堺市電気自動車等導入支援事業は終了し、電気自動車への補助は廃止しました。なお、FCV（燃料電池自動車）、既設の集合住宅向け充電設備への補助は引き続き行います。個別にご案内差し上げますので、堺市環境エネルギー課までお問合せください。
様式の変更	上記の変更等に伴い、様式を変更しています。申請の際は、必ず今年度の様式をご使用ください。
堺市税の納税状況が分かる書類の変更	市税の納税状況の確認について、令和 7 年度は同意書の提出をお願いしていましたが、令和 8 年度は納税証明書等が必要となります。これにより、電子申請でマイナンバーカードを使って電子署名をする必要がなくなり、電子申請システムが利用しやすくなります。
補助対象事業（ZEH 住宅）の要件を見直し	昨年度まで本市が定める ZEH 住宅の要件には、設計一次エネルギー消費量削減率の要件に加えて、選択要件として①外皮平均熱貫流率、②HEMS、③EV 充電設備導入のうちの 2 つ以上の要件を満たすことを求めていましたが、設計一次エネルギー消費量削減率及び外皮平均熱貫流率のみを要件にしました。
補助対象経費の算定方法の見直し	補助対象経費が単体の機器で 20 万（市内事業者の場合は 40 万）に満たない場合には複数の機器を選択できるように見直しました。

（参考 3）

〇よくあるご質問

（質問）国の補助金との併用は可能ですか。

（回答）本補助金は堺市単独事業ですので併用可能です。

（質問）申請書類は区役所にもありますか？

（回答）区役所には配架していません。堺市ホームページから入手してください。

（質問）申請書（様式第1号・様式第2号）に振込先を記入する箇所がありませんが、補助金はどのように支払われますか？

（回答）堺市での申請書類の審査完了後、補助金の交付決定をお知らせする「補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）」に振込先口座を記入する「請求書（様式第5号）」をお送りします。速やかに様式第5号に申請者の住所・氏名・電話番号と申請者名義の口座を記入例にそってご記入の上、返送してください。

（質問）長期優良住宅ですが、補助金の申請はできますか？

（回答）本市のZEH住宅への補助金はBELS評価書の提出が必要ですので、まずBELSをお持ちかご確認いただき、要件を満たしているかをご確認ください。BELSの有無、要件の適否が不明な場合は施工業者様にご確認ください。

（質問）太陽光発電の補助要件とZEHの補助要件の両方に該当する場合はどちらの補助金を選択した方がいいですか？

（回答）太陽光発電の補助額は4万円に対し、ZEHの補助額は10万円または20万円のためZEHで申請する方が多くの補助金の交付を受けることができます。

（質問）納税証明書はどの年度の分を提出すればよいですか？

（回答）令和6年中の所得に対して課税された、令和7年度の市民税に係る納税証明書です。令和7年度の市民税納付を確認できる証明書が必要です。
最新年度ではありませんのでご注意ください。

！提出前に再度ご確認ください！ ※こちらのページを同封し提出してください。

提出資料に関してご連絡させていただく場合のため、電子メールの登録にご協力をお願いします。

(記入は任意であり、記入がなくても審査には影響ありません。平日昼間に電話対応が難しい方はご活用ください。)

氏名	E メールアドレス ()
----	---------------

※メールアドレスはブロック体ではっきりとご記入ください。

	書面の名称	様式の有無	掲載ページ
☐	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)	様式あり	P7
☐	納税証明書等の写し	—	P7
☐	補助対象事業の内容 (様式第 2 号)	様式あり	P8
☐	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し (以下の 3 つの中から 1 つを選択) ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる契約書類等 ・領収書がない (口座振込・ローンなど) 場合は、領収等証明書 (様式あり) 等	任意の様式	P8
☐	住宅の引渡証明書等の写し	任意の様式	P8
☐	完成後の建物外観のカラー写真	任意の様式	P8
☐	最終仕様の申請に係る BELS 評価書の写し	—	P8・P19・P20
☐	市内事業者であることが分かる登記事項証明書→該当する場合	—	P10

<選択>補助対象経費

太陽光発電システム を選択した場合 (様式第 2 号における補助対象設備)

☐	電力会社との系統連系が分かる書類の写し(以下の 4 つの中から 1 つを選択) ・「関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内」の通知文 ・「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)」【一般社団法人 太陽光発電協会 (JPEA) 】 ・関西電力送配電株式会社から発行される「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ・その他第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類	—	P9 P16～ P18
☐	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	任意の様式	P9・P11

燃料電池システム・定置式蓄電システム・高効率給湯設備・HEMS を選択した場合 (様式第 2 号における補助対象設備)

☐	機器の設置が分かる書類の写し(以下の 3 つの中から 1 つを選択) ・保証書の写し ・出荷証明書の写し ・設備外観のカラー写真及び型番 [型式その他] が鮮明に撮影されたカラー写真	任意の様式	P9・P11～ P12
--------------------------	--	-------	----------------

① ☐ 簡易書留など、履歴が残る郵送方法ですか？

② ☐ 郵便料金は確認しましたか？

切り取って封筒に貼ってご活用ください。→

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部

環境エネルギー課

(提出書類見本)

○電力会社との系統連系が確認できる書類

見本

①

2024年1月12日
関西電力送配電株式会社

関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内

いつもありがとうございます。

2024年1月4日に受付いたしました〇〇〇〇〇〇さまのお申込みについてご案内申し上げます。

下記のお申込みにつきましては、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件(託送供給約款別冊)」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾します。

- ・受付事業所 : 大阪南電気工事受付センター
- ・受付番号
- ・発電設備設置場所住所 :
- ・発電設備種別 : 太陽光10kW未満
- ・発電出力 : 9.9kW
- ・工事概要 : 計器取付、引込み工事
- ・工事費負担金ご請求金額 : 0円
- ・主要な事項変更の該当有無 : 無
- ・その他連絡事項 : 事業認定書及び竣工届のご提出をお待ちしております。

※国から認定通知書が発行された際には、すみやかにインターネット低圧託送工事申込システム（たくそう君）により提出をお願いいたします。

※弊社系統に発電設備等を連携する際は、お申込みいただきました「保護継電器算定値一覧表」および「屋内配線（受電点からPCSまで）による電圧上昇の簡易計算書」（逆潮流ありの場合）に記載いただいた算定値で確実に工事竣工いただきますようお願いいたします。

※上記資料はご契約者さまに保管いただく必要があるため、確実にご契約者さまへお渡しいたきますようお願いいたします。

※特定契約は弊社が事業認定を確認し、不備がない場合、特定契約が成立します。事業認定取得後は速やかに弊社へご提出ください。認定取得後、定められた運転開始期限までに受給開始しない場合、認定失効または買取期間が短縮されますのでご注意ください。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下、「再エネ特措法施行規則」という。）第9条第1項第11号に定める「主要な事項の変更による再締結」への該当有の場合、認定取得済みであれば、変更認定を実施する必要があります。また該当無の場合であっても、その後「主要な事項の変更」に該当することが判明した場合は、再発行することになります。

※工事費負担金は再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱に基づき算定しております。

②

再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ

【二契約内容】

＜当社に登録されている電力受給契約の概要＞

ご契約名義	[REDACTED]		
受電地点特定番号	[REDACTED]		
発電設備設置場所	[REDACTED]		
認定ID	[REDACTED]	認定日	[REDACTED]
受給開始日	[REDACTED]	接続契約日	[REDACTED]
特定契約日 (受給契約日)	[REDACTED]	契約変更日	—
発電設備区分	太陽光10kW未満	区分詳細	—
受給最大電力	5.5kW		
買取単価	[REDACTED] 00円(税込)		
買取期間	受給開始日以降、最初の検針日が属する月から起算して120月日経過後最初の検針日の前日まで		
買取者	関西電力送配電株式会社		
備考	[REDACTED]		

※発電設備の増減設等、記載内容に変更が発生する場合は、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

電話番号 : 072-282-7211

※お問合せは、月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時にお願いたします。

見本

年 月 日

③

殿

一般社団法人 太陽光発電協会
JPEA代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）

年 月 日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日			
設備ID			
担当経済産業局	近畿経済産業局		
手続番号			
事業者名			
代表者氏名			
事業者住所			
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	☐ 有 ☒ 無		
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW未満）		
発電設備の出力	5.5kW		
発電設備の名称			
発電設備の設置場所			
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	☐ 該当する ☐ 第一種複数太陽光発電設備設置事業 ☐ 第二種複数太陽光発電設備設置事業 ☒ 該当しない		
太陽電池に係る事項	製造事業者	京セラ	
	種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池	
	変換効率		
	型式番号		
	枚数		

○最終仕様の申請に係る BELS 評価書の写し

建築物省エネ法に基づく

建築物の
省エネ性能の
評価書

第三者評価
BELS

建築物省エネルギー性能表示制度

住宅（住戸）

物件概要

建物名称：

〇〇〇〇〇〇邸 新築住宅
(不動産ID：000-0000-00-00000)

所在地：

東京都〇〇区〇〇〇

地域の区分：6地域

構造：木造

階数：地上2階／地下1階

延べ面積：101.08㎡

申請者

氏名又は名称：

株式会社 〇〇〇〇〇〇
一級建築士事務所
代表取締役社長 〇〇〇〇

所在地：

東京都〇〇〇区〇〇〇

評価概要

評価対象：

住宅

評価手法※1：

- 一次エネルギー消費量
非住宅・住宅計算法（性能基準）
（平成28年基準）
- 断熱性能（外皮性能）
非住宅・住宅計算法（性能基準）
（平成28年基準）

XMLID：

000-0000-00-00000

※1 平成28年基準とは、建築物エネルギー消費性能基準などを定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づく基準をいいます。

BELS評価書見本

評価結果について

本評価結果は、BELS 評価業務方法書に従って評価を行ったものです。申請された図書により評価をしたものであり、評価年月日以降の計画変更や劣化等がないことを保証するものではありません。また、建築物に瑕疵がないことを保証するものではありません。

(2) ZEH		
ZEHの所在地	堺市	
ZEHの引渡日		
エネルギー消費性能	外皮平均熱貫流率（UA値） ※小数第2位まで、小数3位以下切上げ	0.25 W/m ² K
	再生可能エネルギー等を除いた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率 ※小数点以下切捨て	40 %
	再生可能エネルギー等を加えた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率 ※小数点以下切捨て	125 %
	以下のうち補助対象設備として選択する設備をチェックしてください。 ☐ 太陽光発電システム ☐ 定置式蓄電システム ☐ HEMS ☐ 燃料電池システム ☐ 高効率給湯設備	

国が定める省エネ基準は★1
向上する毎に★が1つ増加し
★3以上で高い省エネ性能を有しま

様式第2号を作成する
際は、左の記入例を参
考に数値等をご記入く
ださい。

一次エネルギー消費量削減率

再エネなし		再エネあり (自家消費分)		再エネあり (自家消費分＋売電分)	
削減率	BEI値	削減率	BEI値	削減率	BEI値
40%	0.60	90%	0.10	125%	-0.25

断熱性能

＜段階表示の読み方＞ 国が定める省エネ基準は4です。断熱性能が向上する毎に5の段階が上がります。5の数が多いほど高い断熱性能を有します。断熱の良さ（UA値）と日射の取得・遮蔽（ηAC値）を地域の区分毎に定められた基準値をもとに評価します。



達成項目

※達成した場合にのみ、チェックマーク✓とZEHマークが表示されます。



ZEH水準

エネルギー消費性能で★3つ、
かつ断熱性能5以上を達成



ネット・ゼロ・エネルギー

太陽光発電の売電分も含めてエネ
ルギー収支がゼロ以下を達成



再エネ設備

設備あり	種類	容量
	太陽光発電設備	10kW



評価情報

評価年月日	2024年4月1日	評価書交付番号	000-0000-00-00000
評価機関名	〇〇〇〇〇〇評価機関		
評価員氏名	〇〇 〇〇〇		

BELS評価書見本

一次エネルギー消費性能

判定(算定)結果[GJ/戸・年]

	設計一次 エネルギー消費量	基準一次 エネルギー消費量	判定(※1)
省エネ基準	65.0	100.0	達成
誘導基準	65.0	80.0	達成

断熱性能

判定(算定)結果

	UA値	基準(UA値)	η AC値	基準(η AC値)	判定(※2)
省エネ基準	0.45	0.87	1.0	2.8	達成
誘導基準	0.45	0.87	1.0	2.8	達成

総合判定

判定(算定)結果

	判定(※3)
省エネ基準	達成
誘導基準	達成

※1 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量以下となる場合、「達成」となります。／※2 UA値及び η AC値が基準(UA値)及び基準(η AC値)以下となる場合、「達成」となります。／※3 一次エネルギー消費性能及び断熱性能の判定が共に達成の場合に「達成」となります。

特記項目

再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)

③ 40%

再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)

④ 125%

「ZEHマーク」に関する事項

『ZEH』

「ZEHマーク」の要件
※①・②・③
全てを満たす

- ① 外皮性能(UA値)が地域の区分ごとに定められた基準を満たす(※5)
- ② 再生可能エネルギー等を除く削減率が20%以上
- ③ 再生可能エネルギー等を含んだ削減率が100%以上

参考情報 ※以下については、評価対象外の項目となります。

建築物の竣工・改修時期

竣工時期	〇〇〇〇年〇月〇日	改修時期	—
------	-----------	------	---

二次エネルギー消費量に関する項目

設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量(※6): 〇, 〇〇〇kWh/年

コージェネレーションによる削減量(※7): 〇, 〇〇〇kWh/年

電力(買電量)(※8): 〇, 〇〇〇kWh/年	ガス: 〇, 〇〇〇MJ/年	灯油: 〇, 〇〇〇MJ/年
-----------------------------	-------------------	-------------------

基準二次エネルギー消費量(※9)

電力: 〇, 〇〇〇kWh/年	ガス: 〇, 〇〇〇MJ/年	灯油: 〇, 〇〇〇MJ/年
--------------------	-------------------	-------------------

目安光熱費

目安光熱費: 約〇〇万円/年

目安光熱費は、住宅の省エネ性能と全国一律の燃料等の単価を用いて算出したものです。実際の光熱費は、使用条件や設備、契約会社・方法などにより異なります。その為、目安光熱費と実際の光熱費で乖離が生じます。

<参考値>

・設計二次エネルギー消費量

電気: 〇, 〇〇〇kWh/年 都市ガス: 〇, 〇〇〇m³/年 (〇〇m³(※10)/年)
LPガス: 一m³/年 (一m³(※10)/年) 灯油: 〇, 〇〇〇ℓ/年

・燃料単価

電気: 27円/kWh 都市ガス: 156円/m³ LPガス: 706円/m³ 灯油: 88円/ℓ

その他の項目

なし

申請者情報(申請者が複数名いる際に表示)

申請者 2

氏名又は名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
所在地: 〇〇県〇〇〇市〇〇〇

申請者 3

氏名又は名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
所在地: 〇〇県〇〇〇市〇〇〇

申請者 4

氏名又は名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
所在地: 〇〇県〇〇〇市〇〇〇

申請者 5

氏名又は名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
所在地: 〇〇県〇〇〇市〇〇〇

※4 削減率とは、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)の基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量除く)からの削減率をいいます。また、再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含みます(ただし余剰売電に限る。)。住宅の場合、再生可能エネルギーは再生可能エネルギー等とし、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆潮流によるエネルギーをいいます。／※5 1・2地域: 0.40、3地域: 0.50、4～7地域: 0.60／※6 太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。／※7 コージェネレーションによる発電量をいいます。／※8 総電力から、(※6)及び(※7)を差し引いた電力をいいます。／※9 基準二次エネルギー消費量は、Jクレジット制度方法論 番号 EN-S-039 Ver.5.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。／※10 コージェネレーション設備の発電量に係る消費量で、設計二次エネルギー消費量の内数

<本評価書について> 本評価書は、「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)」に基づく「建築物のエネルギー消費性能の評価書」です。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの法令への適合を証明するものではありません。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書ではありません。基準の達成・未達成の判定は、設計値と基準値の比較によるものであり、単位の換算や有効数値の扱いにより削減率等の数値と整合しない場合があります。

000-0000-00-000000

2/2